第 16 章 WTO の紛争解決手続

「序論」において述べたとおり、本報告書は、 貿易政策・措置をめぐる問題を解決するための 具体的な対応策を示すことを目的としており、 WTO紛争解決手続の活用を、問題の解決手段 として特に重視している。

WTO協定の下では、紛争解決手続に係る規律として、「紛争解決に関する規則及び手続に関する了解 (DSU)」が設けられるとともに、サービス協定第22条・第23条等を始めとする各協定における特別又は追加的な手続に関する条項、更に上級委員会手続規則等が策定されており、紛争解決のためのメカニズムを提供しており、紛争解決のためのメカニズムを提供して

いる。WTO紛争解決手続には、あっせん、調停、仲介、仲裁といった手続も備えられているが、その中心は、GATT第22条及び第23条に基づく「協議」及び「小委員会(パネル)手続」と、それに関連する一連の手続である。

本節においては、まずDSUに規定されている「協議」及び「小委員会(パネル)手続」をはじめとした一連の紛争解決手続について概観した後、現在、WTOドーハ・ラウンドで行われているDSU改正交渉について紹介し、最後に我が国が関与する紛争案件について見ることとする。

1. WTO 紛争解決手続の概要

(1) 紛争解決手続の対象となる紛争案件

DSU第1条1は、同了解が適用される協定 として、以下のとおり規定している。

- ① 本了解の附属書1に掲げる協定の協議及び 紛争解決に関する規定に従って提起される紛 争
- ② WTO設立協定及び本了解に基づく権利及 び義務に関する加盟国間の協議及び紛争解決 上記規定に基づいて、具体的に適用される協 定の代表的な例は下記のとおりである。
 - ・世界貿易機関を設立する協定
 - ・関税及び貿易に関する一般協定(GATT)
 - ・農業に関する協定

- ・衛生植物検疫措置に関する協定 (SPS)
- ・貿易の技術的障害に関する協定(TBT)
- ・貿易に関連する投資措置に関する協定 (TRIMs)
- ・1994年の関税及び貿易に関する一般協定 第6条の実施に関する協定(アンチダンピ ング協定)
- ・補助金及び相殺措置に関する協定(SCM)
- ・セーフガードに関する協定(SG)
- ・サービスの貿易に関する一般協定(GATS)
- ・知的所有権の貿易関連側面に関する協定 (TRIPS)
- ・政府調達に関する協定 (GPA)

(2) 協議

従来からGATTは、二国間協議を非常に重視してきており、二国間協議によって紛争が解決した事例も多い。GATTにはGATT第8条第2項(輸出入に関する手数料及び手続につき他国から要請を受けたときは、自国の法令の実施につき検討しなくてはならない旨規定)、「制限的商慣習に関する協議についての1960年GATT決定」(国際貿易における競争を制限する商慣習につき他国から協議要請を受けたときは、誠実な考慮を払い、協議のための適切な機会を与えなくてはならない旨規定)等全く独自の手続も存在するものの、パネル手続に先立つ、より「正式」な協議を規定する中心的条項としては、GATT第22条第1項及び第23条第1項が挙げられる。

① GATT 第22条協議及び同第23条協議

両規定の違いとして、前者のGATT第22条に基づく協議においては、協定の運用に関するものであればいかなる問題についても申立てを行うことができる一方、後者のGATT第23条に基づく協議では、以下のとおり、協議の対象とできる措置に一定の制限が課されている点が挙げられる。すなわち、加盟国は、

- 「(a) 他の加盟国がこの協定に基づく義務の 履行を怠った結果として、
- (b) 他の加盟国がこの協定の規定に抵触するかどうかを問わず、何らかの措置を適用した結果として、
- (c) 又はその他の何らかの状態が存在する結果として、

この協定に基づいて直接若しくは間接に自国に 与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害され、又はこの協定の目的の達成が妨げられてい ると認めるとき」は、当該他の加盟国に協議を 申立てることができる旨規定されており、「協 定上の利益の無効化・侵害」に関する紛争案件がその対象となる。また、2種類の協議におけるその他の相違点として、第三国参加が22条協議にしか認められないことが挙げられる。同様の区別はサービス協定第22条と第23条との間においても見られる。

② DSU 第 4 条協議

WTOの下における紛争解決手続を定めたDSUは、GATT第22条及び第23条に定められた従来のGATTの紛争手続の基本原則を踏襲することを定めている(DSU第3条1項)。協議手続に関してもDSU第4条に規定が置かれており、申立てを受けた国は、これに対し好意的な考慮を払い、かつ、その申立てに関する協議のため適当な機会を与えなければならない。また、協議においては、当該問題につき満足すべき調整を行うよう努めるべきとされている。

DSU上の協議要請は、協議要請の理由、問題となっている措置及び申立ての法的根拠を書面に示し、相手側に送付するとともに、WTOの紛争解決機関(DSB:Dispute Settlement Body)等に通報を行うことで成立する(DSU第4条4)。要請を受けた相手国は、要請を受けた日の後10日以内に回答を行い、かつ、相互に満足すべき解決を得るため、原則として要請を受けた日の後30日以内に誠実に協議を始めなければならない(DSU第4条3)。

協議要請文書は当事国以外のWTO加盟国にも配布され、当事国以外の加盟国のうち、当該案件に関心を有する国は、第三国として参加を要請することができる。なお、被申立て国は、第三国参加要請国に「実質的な貿易上の利害関係」がないことを理由に第三国参加要請を拒否することができることとされている(DSU第4条11)。

第 16 章

(3) 小委員会 (パネル) 手続

①パネル設置

協議により満足すべき調整が行われなかった場合、GATT第23条第2項は、加盟国に対し前述のような「協定上の利益の無効化・侵害」に係る申立て事由につき紛争解決機関(DSB: Dispute Settlement Body、旧GATTの下では「締約国団」)に付託することを認めている。

従来、紛争案件が締約国団へ付託されると、 紛争当事国及び中立国によって構成される「作 業部会」に案件が移された。「作業部会」は、 当事国の主張を整理し議論をするが、法的判断 を下すことまでは求められず、一種の交渉の場 として機能し、紛争解決が図られていた。しか しその後、政府・団体の代表としてではなく個 人の資格で職務を遂行するパネリスト^(注)によ って構成され、当該紛争について主に法的観点 から判断を下す「小委員会 (パネル)」方式が 定着した。また、WTO紛争解決手続では二審 制が導入され、上級委員会が設置された。なお、 GATTの規定上は、第23条第2項に基づきパ ネル設置をするために、第23条第1項に基づ いて協議を経る必要があるが、慣行上は、22 条協議を行えば、23条協議を経ずにパネルが 設置できるとされてきた。

WTO 紛争解決手続においては、GATT 第22 条協議とGATT 第23 条協議を区別せず、被申 立国が協議要請を受領した日の後60 日以内に 協議によって紛争が解決しなかった場合には、 申立国はDSB に対し、文書でパネル設置を要 請できる(DSU 第4条7)。パネル設置を要請 する文書には、協議が行われたという事実の有 無及び問題となっている特定の措置を明記し、 更に被申立国のどのような措置が協定に非整合 的であるか等を記載する必要がある(DSU 第 6条2)。

DSBの意思決定は原則コンセンサス方式と

されているものの、小委員会の設置(第6条1)、小委員会及び上級委員会の報告の採択(第16条4、第17条14)、対象協定に基づく譲許その他の義務の停止の承認(第22条6)に関しては、DSBの会合に出席している加盟国のすべてが反対しない限り決定が行われる、いわゆる「ネガティブ・コンセンサス方式」が採用されている。DSBが小委員会を設置することについて限って述べれば、DSU第6条2に「小委員会を設置しないことが紛争解決機関の会合においてコンセンサス方式によって決定されない限り、遅くとも当該要請が初めて議事日程に掲げられた同機関の会合の次の会合において小委員会を設置する」と規定されている。

なお被申立国は、パネル設置の承認に対して 1回だけ拒否権を行使できることとなっており (DSU第6条1)、ほとんどの場合、第1回目のパネル設置要請においてはパネル設置に同意しない。このため、大半の場合、当該案件が議題として登録された2回目のDSB会合においてパネル設置が認められ、パネルが設置されることとなる。なお、パネル設置が承認される場ないし、パネル設置後10日以内に、当該案件に利害関係を有する等の理由から第三国参加を希望する加盟国はその意思を表明する必要がある。

②パネル構成

パネルが設置された後はパネリストの選任手続に進むことになる。パネリストの選任は通常WTO事務局によるパネリスト指名の提案に基づいて行われる(DSU第8条6)。一般的には、WTO事務局が当事国を招集し、出身地域、職歴、専門性等、どのような条件のパネリストが望ましいか又は望ましくないかについて両当事国から聴取する。

その後、事務局は、6名程度のパネリスト候補者の名前と略歴が記されたリストを作成し、

両当事国に対して提示する。紛争当事国及び第 三国参加した国の国民は、紛争当事国が別段の 合意を行った場合を除いてパネリストを務める ことはできないとされている(DSU第8条3)。

両当事国は、「紛争当事国は、やむを得ない理由がある場合を除くほか、指名に反対してはならない」(DSU第8条7)とされているものの、反対の理由がやむを得ないか否かについては緩やかに解釈されているため、事務局から数度にわたって候補者が提示されても双方から受け入れられない場合も多い。なお、パネル設置20日以内にパネリストについて合意がなされない場合、事務局長が当事国等と協議の後、パネリストを決定することとなっている(DSU第8条7)。

③意見書の提出

パネルが構成されると、パネリスト、事務局及び当事国が参加し、パネル手続の日程及び検討手続を確定するためのパネル組織会合が開催される。続いて、パネルの構成から3週間ないし6週間を経て、申立国は、問題の事実関係及び自国の主張を示す意見書をパネルに提出する。また、申立国の意見書受理後、2週間ないし3週間を経て、被申立国は意見書をパネルに提出する(DSU附属書三の12)。意見書の構成についてDSUにおいて特段の規定はないが、①序論、②背景となる事実、③手続的論点、④法的主張、⑤結論、の5つから構成されている例が多い。

意見書の公開については、「小委員会の審議 及び小委員会に提出された文書は、秘密のもの として取り扱われる。この了解のいかなる規定 も、紛争当事国が自国の立場についての陳述を 公開することを妨げるものではない」(DSU附 属書三の3)と規定されており、当事国が自ら の意見書を公開することは認められている。実 際に、米国やEUは自国の意見書の多くを公開 しているほか、我が国も自国の意見書の一部に ついて、ウェブ上で公開している。

④パネル会合

パネル会合は通常2回行われる。パネル会合は、法廷のような特別の設備において行われるわけではなく、WTO建物内の通常の会議室を用いて行われ、慣行により、他のWTOにおける会議と同様、原則、非公開とされている。パネル会合は通常、1~3日間開催される。

第1回パネル会合は、被申立国からの意見書受理後1~2週間後に開催される(DSU附属書三の12)。第1回パネル会合は、始めにパネル議長から会合の進め方について簡単な説明が行われ、続いて申立国、被申立国の順に提出した意見書についての口頭陳述が行われる。その後、パネルから当事国に対して質疑応答等が行われるほか、紛争当事国間で質疑応答が行われる場合もある。次に第三国会合が開催され、第三国のステートメント、質疑応答の順で進行される。原則として第三国参加国が参加できるのは第三国会合のみであり、当事国会合には参加できない。

第2回パネル会合は、第1回パネル会合開催後、通常2か月から3か月後に開催される。第2回パネル会合では、主に第1回パネル会合における相手国の主張に対する反論が行われる。第1回パネル会合と異なり、第2回パネル会合の際に第三国会合は行われないほか、当事国で特別な合意を行わない限り、第三国参加国は、意見書の送付も行うことができず、当事国が提出する意見書も入手することもできない。

5中間報告書

第2回パネル会合後、パネルから当事国へ中間報告書が送付される。中間報告書にはパネル

·続 第16章

による事実認定及び結論が記述されており、当 事国は、中間報告書においてはじめて自国の主 張が認められたか否かについて知ることができ る。中間報告書の内容について、当事国は技術 的な部分について意見を提出し、修正を求める ことができる。

6 最終報告書

DSUにおいて、パネルの構成及び付託事項について合意された日から最終報告書が当事国に送付されるまで「原則として6か月を超えない」とされている(DSU第12条8)。なお、パネルが6か月以内に報告書を送付することができない場合には、送付するまでに要する期間の見込みとともに遅延の理由を書面によりDSBに通報する(DSU第12条9)。案件が高度に技術的で事実認定が困難なものや、解釈の難しい法的論点が争点となっている等の事情により、パネルにおける審理期間が6か月を超える例が近年増加する傾向にある。

中間報告書が当事国により確認された後、通常はそれほど間を空けずに、最終報告書が、まず当事国に配布され、その後WTO公用語(英語、フランス語、スペイン語)への翻訳作業を経て加盟国に配布される。

パネル報告書は、結論部分にパネルの判断と問題とされた措置の是正に関する勧告が記載されている。この結論はDSBにおいて「ネガティブ・コンセンサス方式」による採択に付され、法的な拘束力を持つ「勧告及び決定」(recommendation and rulings)となる。報告書の採択は、報告書の加盟国配布から21日目以降60日目までに行われる(DSU第16条1及び第16条4)。

(4) 上訴(上級委員会による検討)

当事国がパネル報告書の論旨に異議がある場合、当事国はパネルによる法的解釈の妥当性に

ついて上級委員会で改めて審理を行うよう要請することができる(DSU第17条4)。上級委員会は、法律、国際貿易及び対象協定が対象とする問題一般についての専門知識により権威を有すると認められた、WTO全加盟国を代表し得る常任の7人の委員で構成されている委員会で、案件ごとに3人の上級委員が担当する。上級委員は、DSBにおける全加盟国のコンセンサスによって選任される。任期は4年であり、1回に限り再任されることができる(DSU第17条2)。

上訴通知(Notice of Appeal)は、遅くともパネル報告書が採択される予定のDSB会合開催前までに提出する必要があり、パネル報告書の採択が、報告書の加盟国配布から60日以内に行うことを義務づけていることから、上訴も同60日内に行うこととなる(DSU第16条4)。

上級委員会への申立ては、パネル報告において対象とされた法的な問題及びパネルが行った法的解釈に限定され(DSU第17条6)、原則としてパネルが行った事実認定を争うことはできない。法的解釈と事実認定については、「特定の出来事がある時間及び空間において起きたかどうかの決定は典型的な事実問題である。…しかしながら、所与の事実又は一連の事実が所与の条約の規定の用件に合致するかしないかは、法的性格付けの問題であり、法的問題である」とする先例がある(EC一ホルモンケース(DS26))。

上訴が行われると、上級委員会から手続日程が提示される。上級委員会手続には主な手続として、①上訴国意見書提出、②被上訴国・第三国参加国意見書提出、③上級委員会会合(口頭聴聞)、の3つがあり、①上訴国意見書提出は上訴通知日から7日以内、②被上訴国、第三国参加国意見書提出は上訴通知日から25日以内、③上級委員会会合(口頭聴聞)は上訴通知日か

ら35~45日以内となっている(上級委員会検討手続(WT/AB/WP/5)パラグラフ21、22、24、27)。なお、上級委員会手続における第三国参加については、パネル手続において第三国参加していたことが必要とされている(DSU第17条4)。第三国参加国は、意見書の提出及び上級委員会会合への出席が認められる。

上級委員会会合は、原則として①上訴国、② 被上訴国、③第三国参加国の順でそれぞれの主 張を口頭で陳述する。続いて、上級委員より、 当事国・第三国に対して質問が行われ、それに 対して回答が求められる。質問は上級委員主導 で行われ、当事国同士の質問は通常認められな い。上級委員からの質疑応答が終了すると、通 常、最後に、再度紛争当事国・第三国に意見陳 述の機会が与えられる。

上級委員会会合を経て、上級委員会は、上訴通知日から原則60日以内、遅くとも90日以内に上級委員会報告書を加盟国に配布する(DSU第17条5)。なお、パネル手続と異なり、上級委員会手続においては中間報告書についての規定は存在しない。

(5) 報告書採択

パネル、又は上級委員会における検討の結果 作成される報告書は、DSBによって採択され ることにより正式な勧告となる。パネル報告書 の採択については、DSUにおいて「加盟国に その検討のための十分な時間を与えるため、報 告が加盟国に配布された日の後20日間は紛争 解決機関により採択のために検討されてはなら ない」(DSU第16条1)とされている一方、 「加盟国への送付の後60日以内に紛争解決機関 の会合において採択される」と規定されている (DSU第16条4)。上級委員会報告書の採択に ついては、DSUにおいて「加盟国への送付の 後30日以内に採択する」とされており(DSU 第17条14)、パネル報告書とともにDSB会合で採択され、DSBの勧告及び決定となる。

(6) 勧告の実施

DSUにおいて、被申立国は、措置の是正を 勧告する報告書が採択された日から30日以内 に開催される DSB 会合で、報告書における勧 告を履行する意思を表明することとされてい る。被申立国が報告書における勧告を速やかに 実施することができない場合には、履行のため の「妥当な期間」(A Reasonable Period of Time、RPT) が与えられることとなっている。 「妥当な期間」は、当事国間で合意することも 可能だが、合意ができない場合には、期間を決 定するための仲裁を求めることができる。通常、 当該案件を審理した上級委員から選任される仲 裁人は、報告書採択から90日以内に、「妥当な 期間」についての裁定を行うこととされている。 また、報告書における勧告を履行するのに必要 な「妥当な期間」については、DSUにおいて、 報告書採択から原則15か月を超えるべきでは ないとされている(DSU第21条3)。なお、 DSBは、報告書採択の後、勧告の実施を監視 することとされており、関係加盟国は、一定期 間経過後当該問題の解決まで、勧告の実施の進 展につきDSB会合で定期的に報告を提出する (DSU 第 21 条 6)。

パネル・上級委員会の勧告は、通常、「問題の措置を協定整合的に改めるよう」指示するに留まり、具体的な履行方法までは示さないことが慣行となっているため、被申立国が履行のためにとった措置の有無やWTO協定整合性について、申立国と被申立国との間で意見の対立をみることも少なくない。この点、DSUは「勧告及び裁定を実施するためにとられた措置の有無又は当該措置と対象協定との適合性について意見の相違がある場合」、履行確認のためのパ

ネルを設置することを認めている(DSU第21条5)。この履行確認パネルは、通常、当該案件の原パネルを担当したパネリストによって構成され、問題がパネルに付託された日から90日以内に報告を出すこととされている。履行確認パネルは、通常のパネル手続と異なり、パネル設置に先立って協議を行う必要はなく、パネル会合は通常1回しか開催されない。また、履行確認パネルは、履行の有無等について疑義がある場合、何回でも提起することが可能であるほか、DSU上に特段の規定はないものの、実際には上級委員会における審理も行われている。

(7) 譲許停止(対抗措置)

申立国は、自国の利益を侵害した相手国がパネル勧告を妥当な期間内に履行しない場合であって、当該相手国と代償について合意に至らない場合には、DSBの承認を得て譲許の停止等の対抗措置を実施することができる。具体的には、「妥当な期間」内に履行のための措置が実施されなかった場合や、履行確認パネル・上級委員会によって、被申立国が勧告を十分履行していないことが確定した場合、申立国はDSBに対して、被申立国に対する対象協定に基づく譲許その他の義務の停止(対抗措置)を申請することができる(DSU第22条2)。

ただし、対抗措置の承認にあたっては、対抗 措置の分野・程度に関する原則が定められてお り、紛争分野(セクター)と同一の分野での措 置を優先することや、「無効化・侵害」の程度

と同等のものであること等が条件となっている (DSU 第22条)。一方、同一分野での譲許その 他の義務の停止ができない、あるいは効果的で ないと認める場合には、同一の協定その他の分 野に関する譲許その他の義務の停止を試みるこ とができることとなっている(DSU第22条3 (b))。更に、同一の協定その他の分野に関す る譲許その他の義務を停止できない、あるいは 効果的でなく、かつ、十分重大な事態が存在す ると認める場合には、その他の協定に関する譲 許その他の義務の停止を試みることができる (DSU 第22条3(c))。特に後者は、「クロス・ リタリエーション」とよばれ、例えば、知財に ついて規定している TRIPS 協定違反の措置に 対抗して、GATTに係る関税の譲許を停止す る対抗措置を採る例が挙げられる。このクロ ス・リタリエーションは、WTO紛争解決手続 における特徴の1つとされており、WTO協定 が、物品の貿易だけでなく、サービス貿易や知 的財産権の貿易についても規律の対象とするこ ととなったことに伴って導入されたものであ る。

なお、承認申請された対抗措置の内容・程度について疑義のある場合、被申立国はその妥当性を判断するために仲裁を要請することができる(DSU第22条6)。仲裁が行われた場合、仲裁の裁定が出された後に、その内容を踏まえて再度対抗措置の承認申請が行われ、DSBにおいてネガティブ・コンセンサス方式によって承認されることとなる。

2. DSU 改正交渉について

上記のとおり、WTOの紛争処理の実効性は、GATT時代のそれと比較して、格段に向上した。しかしながら、紛争案件の量的・質的拡大に伴うパネル・上級委の負担の増大や、DSUの手続面の不備など、DSU制定時には明らかでなかった問題点が表面化してきていることも事実である。これらの問題点について検討を行っているのがDSUの改善と明確化に関する交渉(DSU改正交渉)である。

DSU改正交渉は、1994年のマラケシュ閣僚 宣言に基づき、1997年よりDSUの条文改正を 目指し、紛争解決機関(DSB)特別会合にお いて交渉が開始された。とりわけドーハ閣僚会 議の直前である2001年10月には、日本、カナ ダ等の14か国から、①シークエンス(履行確 認パネルと譲許停止(対抗措置)の順序)の明 確化、②諸種紛争解決手続期間の短縮、③第三 国の権限強化等を内容とする共同提案を一般理 事会に対して提出された。

このような DSU 改正に関する活発な議論を背景に、シングルアンダーテイキング (一括受諾) の枠外としてではあるものの、 DSU 改正交渉はドーハ閣僚宣言に盛り込まれ、その交渉期限が 2003 年 5 月に設定された (ドーハ閣僚宣言パラグラフ30)。ドーハ閣僚宣言後、各国から多種多様な野心的提案が相次いだこともあり、期限である 2003 年 5 月までに交渉はまと

まらなかったものの、2004年7月の一般理事会で採択された枠組み合意において、DSU改正交渉の更なる継続が確認されている。この一般理事会以降、カナダ、ノルウェーを中心とした7か国による①シークエンス、②対抗措置の解除手続等に絞り込んだペーパーをたたき台とした議論が行われ、香港閣僚宣言において「交渉の早期妥結に向けて作業を継続する」方針が確認された(香港閣僚宣言パラグラフ34)。

現在、現行 DSU は比較的良く機能しており、 改正は必要最小限のものにとどめるべきとの基 本認識に基づいて、本交渉の参加国の間で議論 が継続されている。例えば、現在議論されてい る各国の提案には、我が国とEUによる「ポス トリタリエーション(対抗措置の解除に係る手 続) 及び「シークエンス」に関する共同提案、 米国による「紛争解決手続の透明性の確保」 (パネル審理や意見書の公開)、メキシコ、アル ゼンチン、ブラジル等7か国による「第三国参 加国の権利の拡大」に関する共同提案等が存在 する。なお上述のとおり、本交渉はドーハ・ラ ウンドにおけるシングルアンダーテーキングの 枠外とされているものの、インド、ブラジルを 除く交渉主要国の大半は、ドーハ・ラウンドと 同じタイミングで交渉を妥結させることを志向 している。

3. GATT/WTO 紛争解決手続の利用実態

旧GATT時代から、協議・小委員会手続を 中心とする紛争解決手続は、時期により多少の 違いはあるものの、比較的よく利用されてきた。 パネル設置件数について見れば、1960年代に は少なかったが、1970年代後半から急増して いる。その後1995年1月のWTO発足以来、

WTOの紛争解決手続

WTOでも紛争解決手続は頻繁に利用されている。1995年のWTO発足から2008年2月現在に至るまで、WTO紛争解決手続の下で370件

(協議要請数) を超える紛争案件が提起された (図表15-4参照)

4. 我が国が関与する紛争案件(WTO 発足後)

(1) 我が国が申立てた紛争案件

	T	I	I	
案 件 名	協議要請	パネル設置 決定	報告書採択	結 論
米国通商法301条に基づく一方的措置(自動車100%関税賦課等、DS6)	1995.5	_	_	二国間合意により終了 (1995.7)(一方的措置の 発動は回避)
ブラジル自動車政策(DS51)	1996.7	_	_	協議中断 (ブラジルが事 実上措置撤廃)
インドネシア自動車政策 (DS55) (DS64)	1996.10	1997.6	1998.7 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
米国の地方政府の調達手続問題 (DS95)	1997.7	1998.10	_	パネル消滅 (2000.2)(米 国内で違憲判決)
カナダの自動車政策に係る措置 (DS139)	1998.7	1999.2	2000.6 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国の1916年アンチ・ダンピング法 (DS162)	1999.2	1999.7	2000.9 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国の日本製熱延鋼板に対する アンチ・ダンピング措置 (DS184)	1999.11	2000.3	2001.8 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認 (履行 期間を2005年7月まで延 長しているが、未だ一部 履行が実施されていない)
米国1930年関税法改正条項 (バード修正条項、DS217)	2000.12	2001.9	2003.1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認 (履行期間を徒過しても 履行が実施されていない)
米国サンセット条項(DS244)	2002.1	2002.5	2004.1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認されず
米国の鉄鋼製品に対する セーフガード措置 (DS249)	2002.6	2002.5	2003.12 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認
米国のアンチ・ダンピング行政見 直し等におけるゼロイング(DS322)	2004.11	2005.2	2007.1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張容認

(2) 我が国が被申立国となった紛争案件

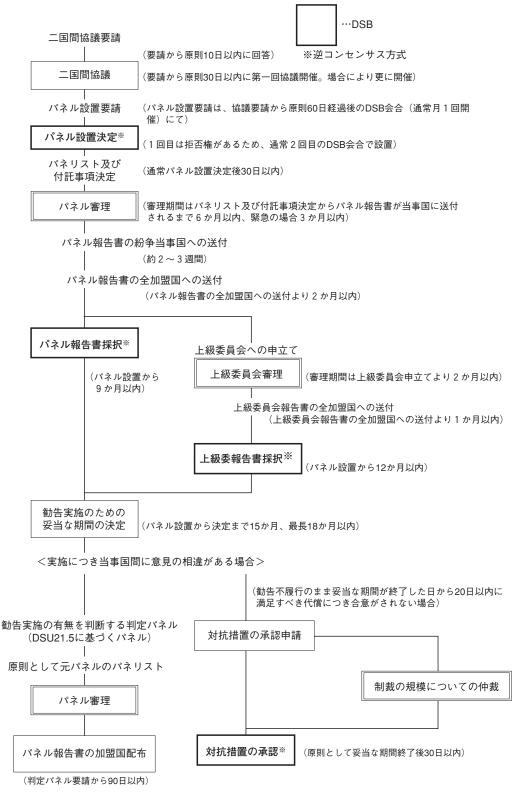
案 件 名	中立国	協議要請	報告書採択	結 論
米 仟 石	中五国		取口百1/1八	芥口
酒税格差(DS8, 10, 11)	EU、米、加	1995.6	1996.11 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が容認 されず
移動電話(DS15)	EU	1995.8	_	二国間合意により終 了(1995.9)
著作隣接権(DS28, 42)	米国、EU	1996.2	_	二国間合意により終 了(1997.1)
フィルム・印画紙市場に関する措置 (DS44)	米国	1996.6	1998.4 (パネル報告 書採択)	我が国の主張容認
流通サービス措置 (大店法等、DS45)	米国	1996.6	_	協議段階で実質的に は終了
豚肉輸入に係る措置 (DS66)	EU	1997.1	_	協議段階で実質的に は終了
運輸多目的衛星用衛星航法補強 システム調達 (DS73)	EU	1997.3	_	二国間合意により終 了(97.7)
リンゴ等農産品に係る輸入検疫(DS76)	米国	1997.4	1999.3 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が容認 されず
皮革に係る関税割当制度及び補助金 (DS147)	EU	1998.10	_	協議段階で実質的に は終了
リンゴの輸入に係る措置(DS245)	米国	2002.3	2003.12 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が容認 されず
のりの輸入割当 (DS323)	韓国	2004.12	2006.2.6 (案件の経緯 のみ記載し たパネル報 告書を採択)	二国間合意により終 了
韓国製DRAMチップに対する 相殺関税措置	韓国	2006.3	2008.1 (上級委報告 書採択)	我が国の主張が一部 容認されず

(3) 我が国が現在第三国参加している紛争案件(実質的に終了した案件を除く)

案 件 名	中立国	結 論
●米国の高地産綿花に対する補助金 (DS267)	ブラジル	上級委(履行確認)
●米国のメキシコ産セメントへのアンチ・ダンピング措置(DS281)	メキシコ	パネル
●EUの大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS316)	米国	パネル
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置 (DS317)	EU	パネル
●中国の自動車部品の輸入に関連する措置(DS339, 340, 342)	EU、米国、カナダ	パネル
●米国のタイ産エビへの措置 (DS343)	タイ	パネル
●米国のメキシコ製ステンレス鋼へのダンピング最終決定 (DS344)	メキシコ	上級委
●米国のAD・相殺関税に基づくボンド指令(DS345)	インド	パネル
●米国のゼロイング手法の維持と継続的運用 (DS350)	EU	パネル
●米国の大型民間航空機の取引に関連する措置(二次申立て)(DS353)	EU	パネル
●インドのEC産ワイン・蒸留酒の輸入・販売に関する措置(DS352)	EU	パネル
●インドの米からの輸入に対する追加関税及び特別追加関税 (DS360)	米国	パネル
●中国の知的財産権問題(DS362)	米国	パネル
●中国の著作物に係る市場アクセス問題 (DS363)	米国	パネル

(2007年12月現在)

<図表16-1> DSUにおける紛争解決手続の流れ



[※] 近年では、判定パネルを行った後、対抗措置の承認申請を行うことが通例となっている。

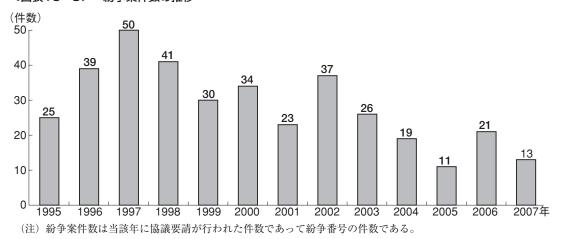
<図表16-2> WTO紛争解決手続における過去の対抗措置承認申請

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
豪州―鮭 (DS18:カナダ)	総額年間4,500万加ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994に基づく譲許 その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
EC―ホルモン牛肉 (DS26:米国)	総額年間 2 億200万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲 許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)	米国に総額年間1億1680万米 ドルの対抗措置が承認。	アメリカは1999年7月に ECからの輸入品に対し て追加税を賦課。
EC―ホルモン牛肉 (DS48(26と合併): カナダ)	総額年間7,500万米ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994に基づく譲許 その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課)	カナダに総額年間1,130万加 ドルの対抗措置が承認。	カナダは1999年8月に、 ECからの輸入品に対し て追加税を賦課。
EC―バナナ (DS27:米国)	総額年間 5 億2,000万米ドルの対抗 措置を申請。(GATT1994に基づく 譲許その他の義務の適用を停止し、 追加税を賦課)	米国に総額年間 1 億9,140万 米ドルの対抗措置が承認。	米国は1999年4月に、ECからの輸入品に対して追加税を賦課。2001年4月に米・EUが本紛争解決の手段について合意したことをうけ、同年7月に米は対抗措置を撤廃。
EC―バナナ (DS27:エクアド ル)	総額年間 4 億5,000万米ドルの対抗 措置を申請。(GATS、TRIPSの一部 義務停止)	エクアドルに総額年間 2 億 160万米ドルの対抗措置が承 認。	未発動
ブラジル―航空機 (DS46:カナダ)	①GATT第6条の一部義務停止 ②繊維協定上の一部義務停止 ③輸入許可手続協定上の一部義務停止 ④追加関税付加(GATT1994に基づ く譲許その他の義務の適用を停止 し、追加税を賦課) 上記による総額年間7億加ドルの対 抗措置を申請。	カナダに総額年間 3 億4,420 万加ドルの対抗措置が承認。	未発動
カナダ―乳製品機 (DS103:米国)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994に基づく譲許 その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
カナダ―乳製品機 (DS103:NZ)	総額年間3,500万米ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994に基づく譲許 その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
米国一FSC (DS108:EC)	総額年間40億4,300万米ドルの対抗 措置を申請。(GATT1994に基づく 譲許その他の義務の適用を停止し、 追加税を賦課)	ECに総額年間40億4,300万 米ドルの対抗措置が承認。	ECは2004年3月から2005 年1月にかけて、アメリ カからの輸入品に対して 段階的関税引き上げを実 施。 2004年10月、米国はFSC 税制を廃止
米国—1916AD法 (DS136:EC)	mirror act制定	裁判所の最終判決又は和解に 基づきEC企業が支払う累積 金額。	未発動 (2004年12月、米国は 1916年AD法を廃止)

	第22.2条	第22.6条	
案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	(対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
米国—1916AD法 (DS162:日本)	mirror act制定	仲裁判断なし。 (中断されたまま1916AD法 廃止)	
米国—著作権法 110条 (DS160:EC)	総額年間122万ユーロの対抗措置を 申請。(TRIPS協定に基づく義務を 停止し、国境における特別費付加)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
EC―ホルモン牛肉 (DS48(26と合併): カナダ)	総額年間7,500万米ドルの対抗措置 を申請。(GATT1994に基づく譲許 その他の義務の適用を停止し、追加 税を賦課)	カナダに総額年間1,130万加ドルの対抗措置が承認。	カナダは1999年8月に、 ECからの輸入品に対し て追加税を賦課。
米国―バード修正 条項 (DS217:日本、 ブラジル、EC、イ ンド、韓国)	バード修正条項に基づく毎年の分配 額と同額の譲許又は義務の停止。(① 自国の産品に課されたAD税・相殺 関税に起因する分配金。 ②上記分配金のうち、対抗措置の承 認申請を行わなかった加盟国の産品 に課されたAD税・相殺関税に起因 する分配金を比例分割した額の合計 額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立て国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	ECは2005年5月に、我が国は2005年9月に、アメリカからの輸入品に対して追加税を賦課。韓国、インド、ブラジル、は未発動。
米国―バード修正 条項 (DS217:チリ)	バード修正条項に基づく毎年の分配 額と同額の譲許又は義務の停止。(各 年の米国内企業への分配金のうち、 チリの輸出に由来する金額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	未発動
米国―バード修正 条項 (DS234:カナダ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と同額の追加関税、GATT第6条、補助金協定上の義務の一部停止。(①自国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金。②上記分配金のうち、対抗措置の承認申請を行わなかった加盟国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金を比例分割した額の合計額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	カナダは2005年5月に、アメリカからの輸入品に対して追加税を賦課。
米国―バード修正 条項 (DS234:メキシコ)	バード修正条項に基づく毎年の分配額と同額の物品分野に関する義務の停止。(①自国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金。②上記分配金のうち、対抗措置の承認申請を行わなかった加盟国の産品に課されたAD税・相殺関税に起因する分配金を比例分割した額の合計額)	各年の米国産業界に分配されたうち、当該申立国の輸出に由来する金額に0.72を乗じた額。	メキシコは2005年8月に アメリカからの輸入品に 対して追加税を賦課。 2006年には9月から10月 末までの期間限定で、ア メリカからの輸入品に対 して追加税を賦課。
カナダ―航空機 2 (DS222: ブラジル)	①GATT第6条の一部義務停止 ②輸入許可手続上の一部義務停止 ③追加関税付加(GATT1994に基づ く譲許その他の義務の適用を停止 し、追加税を賦課) 上記による30億4,420万米ドルの対 抗措置を申請。	ブラジルに 2 億4,780万米ドルの対抗措置が承認。	未発動

案件名	第22.2条 (対抗措置の承認申請)	第22.6条 (対抗措置の規模の仲裁結果)	発動結果
日本―りんご (DS245:米国)	①追加関税付加(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課) ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止上記による1億4,340万米ドルの対抗措置を申請。	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
米国—軟材IV (SD257:カナダ)	総額年間 2 億加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(過剰徴税額)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
米国―軟材V (DS264:カナダ)	総額年間 4 億加ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止。(ゼロイン グ過剰徴税額相当)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
米国―綿花 (DS267: ブラジル)	①総額年間10億3,700万米ドルの対抗措置を申請。(GATT1994に基づく譲許その他の義務の適用を停止し、追加税を賦課)ただ、①だけでは効果的でないとして、②、③も要請。 ②知的財産権保護制限 ③GATS保護制限	仲裁裁判は中断。 (履行確認パネル中)	
米国―OCTG (DS268:アルゼ ンチン)	総額年間4,400万米ドルの対抗措置 を申請。 (GATT1994に基づく譲許その他の 義務の適用を停止し、追加税を賦課)	仲裁裁判は中断。 (ITCが米国のアルゼンチン 産OCTGに対するAD措置の サンセット・レビューによる 措置継続の否定的な決定をし たため)	
米国―軟材VI (DS277:カナダ)	総額年間42億5,000万加ドルの追加 関税付加。(GATT1994に基づく譲 許その他の義務の適用を停止し、追 加税を賦課)	仲裁判断なし。 (中断されたまま二国間合意 成立)	
米国―越境賭博 (DS285:アンテ ィグア・バーブ ーダ)	①GATS保護制限 ②知的財産権保護制限 上記による総額年間34億4,300万米 ドルの対抗措置を申請。	総額年間2,100万米ドルを超 えない範囲で、TRIPS協定に 基づく義務の停止による対抗 措置が承認。	未発動
EC—遺伝子組み 換え (DS291:米国)	①GATT1994に基づく譲許その他の 義務の適用を停止。 ②SPS協定に係る一部譲許停止 ③農業協定に係る一部譲許停止 上記による対抗措置を申請。 (義務の停止レベルは、ECの措置に よる米国の年間逸失利益相当額)	仲裁裁判は中断。 (履行確認パネルへ)	
米国―ゼロイング (DS322:日本)	総額年間 2 億4,850万米ドルの追加 関税付加。(GATT1994に基づく譲 許その他の義務の適用を停止し、追 加税を賦課)	仲裁裁判は中断。 (履行確認パネルへ)	

<図表16-3> 紛争案件数の推移



<図表16-4> 我が国の申立てによるGATT時代の協議・パネル案件(一部例外)

(1) 協議

対 象	相手国	根拠条文	協議要請	協議の時期	その他の状況
輸入制限	イタリア	第22条1項	1960. 7		
キャブシャーシ (関税分類変更による 関税引上げ)	米国	第22条 1 項 第23条 1 項	1980. 8 1982. 4	1981. 7 1982.11	パネル要請せず
VTR(輸入制限)	墺	第22条1項	1981. 3	1981. 3 1981.11	輸入制限は廃止
VTR(輸入制限)	EC(仏)	第23条1項	1982.12	協議せず	仏は通関手続を正常化
半導体 (一方的措置)	米国	第23条1項	1987. 8	1987. 8	パネル要請せず
ポリアセタール樹脂 (AD税の濫用)	韓国	ADコード 第15条 2 項	1991. 9	1991.10 1992. 5	米国が1991年10月パネル提訴 1993年4月パネル採択
支払済AD税のコスト 算入(AD税の濫用)	EC	ADコード 第15条 2 項	1992. 4	1992.10 1993. 4	新AD協定において当該問題 に関する規定が明確化
米国写真フィルム・印 画紙市場	米国	制限的商慣習に関 する協議について の1960年決定	1996.10		1996年 6 月米側から右決定に 基づく協議要請を受けたとこ ろ。これまでのところ、日米 双方の申立てについて協議は 実施されていない。

[※] パネルに移行した案件については下記(2)を参照

(2) パネル

(=)						
事 例	相手国	根拠条文	パネル設置	報告書配布	報告書採択	結 論
補助金の定義に関する 裁定(Zenith事件)	米国	協議を経ずに 作業部会設置	1977. 5 (作業部会)	1977. 6	1977. 6	我が国の主張容認
ECの部品AD規制 (AD税の濫用)	EC	第23条 2 項	1988.10	1990. 3	1990. 5	我が国の主張容認
オーディオ・カセット (AD税の濫用)	EC	ADコード 第15条 5 項	1992.10	1995. 4	採択さ	れず

<図表16-5> 我が国がGATT時代に提訴されたパネル案件

			パラル却生極和	
対 象	相手国	パネル設置	パネル報告採択 (上級委報告採択)	パネルの結論等
先進工業諸国の輸入 制限(23条)	ウルグアイ	1962. 2	1962.11	先進15か国が一次産品に課している制限 のうち一部についてGATT違反を認定。
絹糸輸入制限	米国	1977. 7	1978. 5	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1979. 1	1979.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
皮革輸入制限	カナダ	1979.11	1980.11	合意に係る経緯を記したレポートを採択。
タバコ製品輸入制限	米国	1980. 2	1981. 6	二国間合意により終了。
皮革輸入制限	米国	1983. 4	1984. 5	GATT第11条違反を認定。
革製履物輸入制限	米国	1985. 7		二国間合意により終了。
農産物12品目輸入制限	米国	1986.10	1988. 2	国家貿易にもGATT第11条の適用を 認め、同条違反を認定。
アルコール飲料に関する関 税・内国税・ラベリング	EC	1987. 2	1987.11	酒税制度のGATT第3条違反を認定。
半導体 第三国モニタリング 措置等	EC	1987. 4	1988. 5	第三国モニタリング措置のGATT第 11条違反を認定。
SPF加工材関税	カナダ	1988. 3	1989. 7	関税分類に関して広い裁量を認め、 GATT第11条違反を否定。
牛肉・柑橘類の輸入制限	米国	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	豪州	1988. 5		二国間合意により終了。
牛肉の輸入制限	NZ	1988. 5		二国間合意により終了。